

学校危機管理マニュアル

府中市立府中第八中学校

I 危機管理の目的

- 1 生徒・教職員の生命や心身の安全の確保
- 2 事件・事故の未然の防止(情報の収集や発信の体制を含む)
- 3 災害その他の緊急事態発生時の適切かつ迅速な対応
- 4 災害その他の緊急事態発生後の被害の最小限化
- 5 災害その他の緊急事態発生後の再発防止(記録の整理を含む)と教育再開の対策

II 危機管理の体制づくり

- 1 校長・副校長・主幹を中心に危機管理対策委員会を設置する。
- 2 想定される状況に応じ、実行可能で効果的な対策を整備する。
- 3 家庭・地域の関係諸機関との連携・協力に基づいた危機管理体制を築く。
- 4 様々な危機を想定した訓練を通じて、対応・対策を見直し、有効性を高める。
- 5 危機管理に関する研修を実施し、教職員の危機管理意識の向上・維持につとめる。
- 6 安全教育・指導の充実を図る。
(救急救命講習・初動班到着までの避難場所の設営)

III 平時の備え

<教職員>

- 1 各自の備えの確認(原則運動靴の上履き)
- 2 緊急時の行動(避難)の原則の確認と生徒への周知
- 3 緊急時の合図、サインの確認
 - ①放送有効時 「連絡です。四谷からお客様が〇〇にお見えです。」
 - ②放送無効時 大声で指示。
- 4 校内の定期巡回(施設・備品の破損発見・報告・修繕、障害物の撤去)
- 5 救急救命法の習得(応急措置・心肺蘇生法・AED)

<生徒>

- 1 各自の備えの確認(上履きのはき方、ハンカチ等の携行)
- 2 安全指導の時間の充実
 - ①短時間指導(月1回、朝礼時に安全指導を含める)
 - ②特設指導(学期1回程度、総合、防災の日、セーフティ教室)
 - ③避難訓練(月1回、防災・防犯の定期訓練)

IV 危機的状況の実際

- 1 火災の発生
- 2 大規模地震の発生・大規模地震の警戒宣言の発令
- 3 不審者の徘徊・侵入
- 4 風水害(台風の接近に伴う対応)
- 5 Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応について

火災発生(発見)時の対応

0 現場(火災発見時)での対応

- 非常ベルが作動していない場合は非常ベルを押す。
- 初期消火にあたる。
- 職員室へ連絡する。(状況によっては生徒を使う)
- 出火場所に生徒がいる場合は避難の指示をする。

1 消防署への通報 電話 119番

- (1) 火災発生
- (2) 府中市四谷1-2827 府中市立府中第八中学校〇階〇〇室より出火
- (3) 延焼の程度
- (4) 避難の状況
- (5) けが人の有無等
- (6) 発信人 氏名 〇〇〇〇

2 全校生徒への非常放送

「火災発生、〇階〇〇室より出火。」

「 (避難経路の指示) 」

「生徒は先生の指示にしたがって、すみやかに避難しなさい。」

(非常放送のやり方)

- ① 非常起動ボタンを押す(赤い大きなボタン)
- ② 一斉ボタンを押す(下にある小さい長方形のボタン)
- ③ (少し間をおく) マイクのボタンを押して放送する
- ④ ゆっくり正しく3回 繰り返す

★『もし、非常ベルが鳴ったら…』

原則としては火災を想定して行動する

- 1 生徒に待機指示の放送をする。
- 2 火災受信機連動操作盤で確認し、職員室にいる職員で現場に急行し、状況をすばやく把握する。

◀火災の場合▶

- 3 『火災発生時の対応』にしたがって行動し、生徒を避難させる。その際、窓を閉め、カーテンを開け、電気系統のスイッチを切り、ガスの元栓を閉め、延焼を防ぐとともに、初期消火にあたる。

【授業中の場合】

教科担任は廊下に出て状況を確認し、放送の指示により生徒を誘導して避難を開始する。
必ず出席簿を携行する。

【休み時間の場合】

放送により生徒の避難を開始するとともに、学級担任は教室に急行し、生徒を誘導する。
必ず出席簿を携行する。

【放課後の場合】

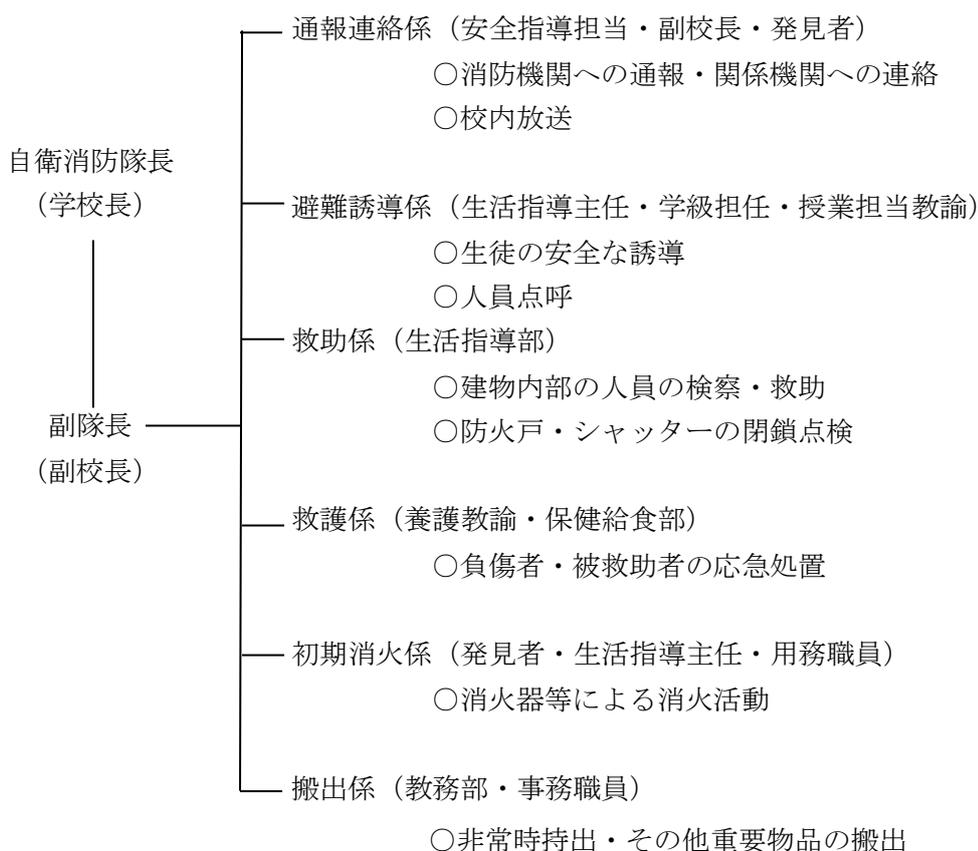
放送により生徒の避難を開始するとともに、全職員で手分けをして生徒を誘導する。

『自ら考え安全な行動を起こす』

もし、煙がでていたら… 『姿勢を低く、ハンカチを口に』

避難経路は… 『火から遠ざかる』

自衛消防組織



《生徒が誤って押ししてしまった場合》

3 放送により火災ではないことを連絡する。その後、理由を説明し、以後の注意を呼びかける。

《押し手が不明 (いたずらなど) の場合》

4 火災発生時と同じように、放送により生徒を避難させ、点呼まで行う。

5 校庭に集合し、状況を生徒に知らせる。故意にまたは事故などで押ししてしまった生徒は申し出るように指示する。

6 授業が遅れた場合は、その分の時間を繰り下げて授業を行う。

7 帰りまたは朝の学活などで、担任から再度指導する。

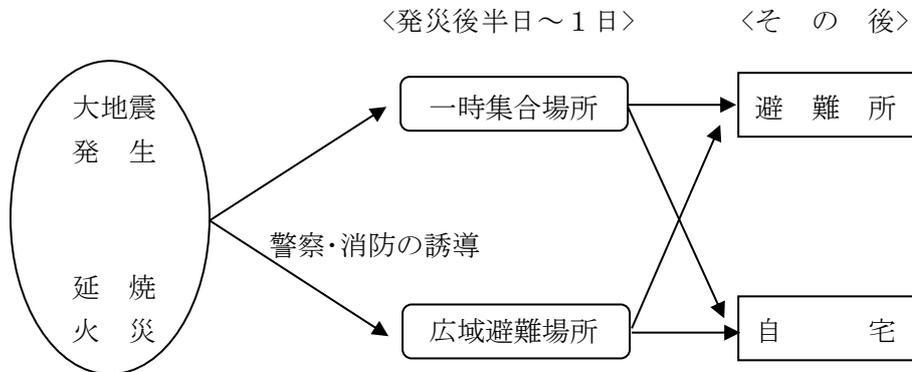
〈復旧作業のやり方〉

- ① 作動した非常ベルのボタンを引出す。
- ② 火災受信器連動操作盤とセコム機を復旧させる。
- ③ セコムに連絡を入れる。
- ④ ポンプ室の停止ボタンを押す。

大規模地震警戒宣言時・発生時の対応

災害対策基本法に基づき策定された府中市防災計画により、学校は災害時の役割と対応について「応急教育計画」を策定しなければならない。

1 学校の役割



- (1) 学校は発災直後、近隣の避難者の「一時（いつとき）集合場所」となる。
集合場所とは、避難のために一時的な集団を形成するためのグラウンドをさす。
- (2) 学校は家屋の倒壊・消失等被害を受けた者またはその恐れのある者を一時的に受け入れ、保護する「一次避難所」となる。その主たる場所は体育館である。
(※一次避難所での生活が困難な災害弱者は二次避難所として文化センターへ)

2 応急教育計画の策定

(1) 事前の準備

- ①避難訓練、災害に対する安全指導の実施
- ②災害時の保護者との連絡方法の検討とその周知
- ③市教委、警察、消防、地域、保護者との連絡・協力体制の確立
- ④勤務時間外の所属職員の連絡方法、非常招集方法の確立と周知
- ⑤医療器材の整備充実と地域医療機関との連携
- ⑥市が実施する防災訓練への所属職員・生徒の参加

(2) 災害時の対応

学校長等は

- ①適切な緊急避難を指示する。
- ②災害の規模、生徒、職員、施設の被害状況を市教委に報告する。
- ③市教委と連絡の上、臨時休業等の措置をとる。
- ④避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全を期す。
- ⑤事前に準備した「応急教育計画」に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- ⑥「応急教育計画」については市教委に報告するとともに決定後速やかに保護者及び生徒に周知する。

(3) 災害復旧時の対応

学校長等は

- ①教職員を掌握し、校舎の整備、生徒の被災状況の調査とその市教委への報告、教科書、教材の給与に協力する。
- ②「応急教育計画」に基づき、収容可能な生徒を指導する。教育活動の再開は登下校の安全を確保し、健康・安全・生活指導に重点を置く。
- ③疎開した生徒については、実情の把握に努め、疎開先の訪問等を行う。
- ④避難所等に学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となった場合は、市教委と連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。
- ⑤市教委と緊密に連絡し、早期授業再開を期す。その時期については速やかに保護者に連絡する。

3 大規模地震警戒宣言発令と学校の対応の実際

(1) 在校時

- ア 警戒宣言の発令とともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業措置をとる。
- イ 警戒宣言発令後、生徒を計画に従い、帰宅させる。
- ウ 帰宅に当たり、経路・手段・所要時間・同伴者を確認する。
保護者又は保護者の委任した代理人に帰宅先を確認の上、引き渡す。

(2) 校外学習指導時

- ア 宿泊を伴う校外指導時は、地元官公署等と連絡を取り、その対策本部の指示に従う。また速やかに学校に連絡を取り、校長は対応の状況を市教委に報告すると共に保護者に周知する。
- イ 宿泊を伴わない校外学習等の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後は、在校時と同様の措置をとる。但し、交通機関の運行状況や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は適宜の措置をとる。
強化地域内の場合は、地元官公署等と連絡を取り、その対策本部の指示に従う。また速やかに学校に連絡を取り、校長は対応の状況を市教委に報告すると共に保護者に周知する。

(3) その他の対応

- ア 生徒帰宅後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震被害軽減の措置をとる。
- イ 学校に残留し、保護する生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等はあらかじめ予想される員数を把握し、準備するか地域の業者から供給を受けられる手配をとっておく。
- ウ 学校に残留し、保護する生徒のために必要な教職員の確保についてはあらかじめ定めてある緊急時の役割分担に従い、措置をとる。
- エ 残留する生徒数、校外指導時の措置等は速やかに市教委に報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ア 警戒解除宣言は、ラジオ・テレビ・市の広報等により得ること。
- イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

(5) 生徒への伝達と指導

学校は判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に授業を学級指導に切り換え、判定会招集の事実を伝え、地震に対する注意事項、解除宣言後の又は地震後の授業の再開について説明し、安全指導を実施する。警戒宣言が発令された場合、下校計画に従って速やかに帰宅させる。

(6) 判定会招集時の学校における対応措置と保護者への周知

学校は判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言発令後に授業を中止し、帰宅措置をとることを事前に保

護者に周知し、混乱を避けること。判定会招集報道で慌てて学校に保護者が駆けつけることのないよう、各家庭でも、判定会招集報道後は、家庭内の地震対策を整え、警戒宣言発令後の準備をするよう連絡しておく。

<本校の動員計画>

休日・夜間等の勤務時間外に市内で次のように災害が発生した場合、職員は自らの安全と家族の安全を確保した後、直ちに所定の位置に着く

		動 員 区 分	勤務時間内	勤務時間外	出張中	備 考
震 度 5 強	本 部	校長・副校長 主幹	直ちに危機対応 配備	迅速に配備	直ちに帰校し 配備	
	応 援 班	通勤距離 10 km以内 の教職員		状況により管 理職より応援 要請		
	そ の 他	通勤距離 10 km以上 の教職員		勤務開始に向 け状況把握・ 連絡		
震 度 6 以 上	全 職 員		迅速に配備	●直ちに出勤し、配備につ くが交通事情等により不可 能な場合は何らかの方法で 校長・副校に連絡し、指示 を仰ぐ。		

<具体的な課題と今後の取り組み>

1 大災害発生から災害対策本部の開設までの学校としての対応(発災後2～4時間)

2 日常の備え

- (1) 備蓄倉庫の確認 (2) 防災無線の活用方法 (3) 心配蘇生法、AEDの習得

3 防災行動力の育成

(1) 危機回避、安全確保から次のステップとしてできること

- ① 初期消火 ② 避難所設営 ③ 救出活動

(2) 日常的な訓練

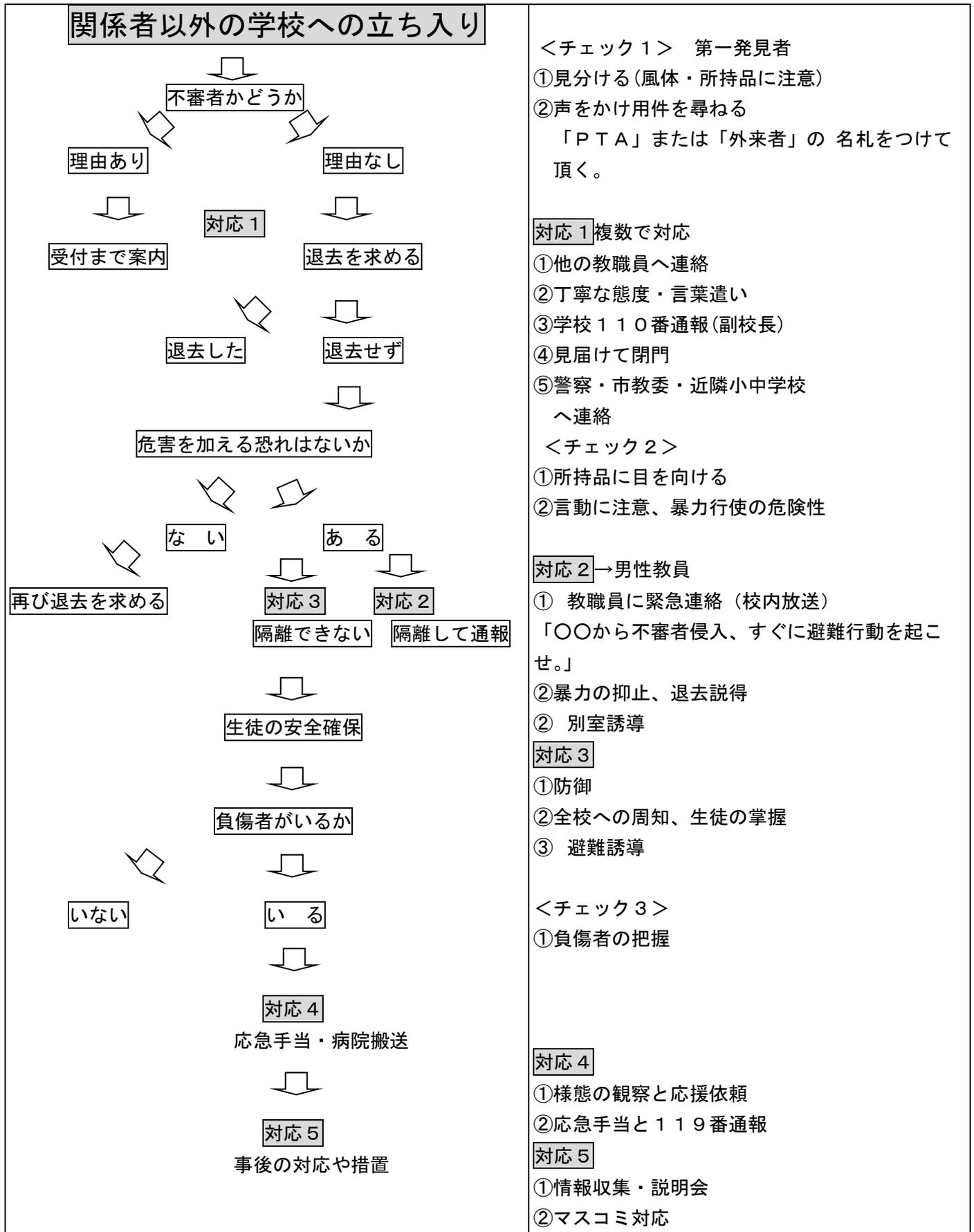
- ① 3年間の防災学習→体系的な防災学習計画 ② 安全指導と避難訓練

4 家庭・地域(小学校)との連携、避難所設営

- (1) 緊急時の各家庭の対応・引き取り (2) 小中の緊急時の連携 (3) 避難所設営マニュアルの作成と訓練

不審者の徘徊・侵入への対応

1 不審者対応マニュアル



2 防犯対制について

(1) 校内防犯レベルと対応

防犯レベルを次の段階別に分け、対応する。

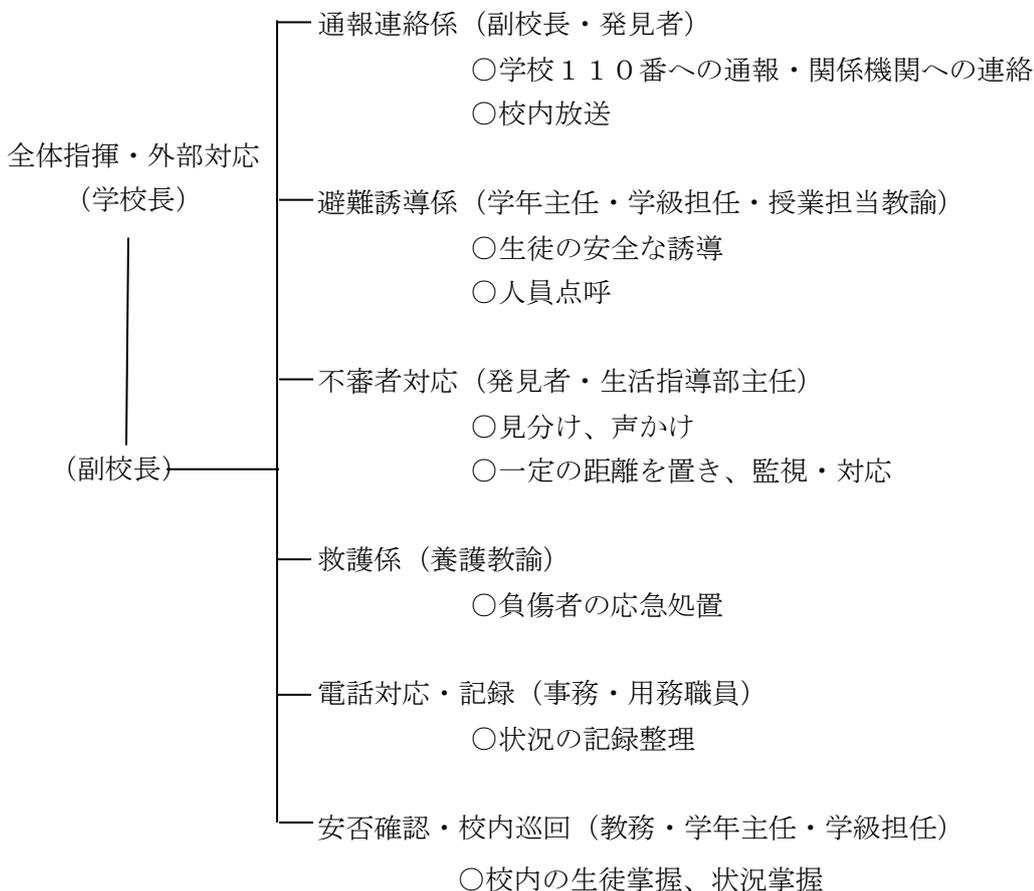
レベル1	平常時	門扉の閉門、昇降口の閉戸
レベル2	不審者の徘徊（学区外）	情報共有、校舎1階の施錠
レベル3	不審者の目撃（学区内）	生徒は校舎内活動、校舎1階監視体制

(2) 地域との連携 —地域協力者との連携—

- ・学校より不審者情報の発信（子ども緊急避難の家協力者へ）
- ・情報を次のレベルに分け、対応・協力依頼をする。

レベル1	不審者情報(市外)	情報共有
レベル2	不審者の徘徊（学区外）	情報収集・近隣の場合、注意お知らせ
レベル3	不審者の目撃（学区内）	集団下校・通学路巡回・地域協力要請

3 防犯組織



風水害・台風接近への対応

台風など暴風雨に伴う生徒の安全確保等への対応について

1. 登校について

午前7時の時点で、「府中市」に「暴風警報」又は「特別警報」が発令されている場合は、臨時休業とする。

2. 下校について

(1) 台風や低気圧の予想進路が関東を直撃し下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食をとらせ一斉下校させる。

(2) 生徒が学校にいるときに、「府中市」に暴風警報又は特別警報が発令され、下校時刻過ぎまで影野がある場合は、安全確保のために生徒を学校に留め置く。

暴風警報又は特別警報が解除され、通学路の安全が確認された時点で、注意をして下校をさせますが、状況に応じて集団下校等の措置をとる。

3. 臨時休業となった場合の生活について

(1) 午後3時まで家庭学習とし、外出は禁止する。その後も天候が回復しなかったり、周辺で被害があったりした場合は、安全確保のため、自宅で過ごすようにする。

(2) 天候が回復し、周辺の安全が確認できた場合は、大会前などで活動がどうしても必要な部に限って、午後3時30分以降に活動を認める。ただし、必ず顧問からの電話連絡による指示に従って行動する。

※緊急時に備え、保護者の方の所在が分かるように、日頃よりご家庭での打ち合わせを十分にしておく。

※警報などは出ていなくとも大雨や落雷、電線の垂れ下がり、用水路の増水、落下物などの危険が予知される場合があります。各ご家庭でも災害時の登下校についてはご注意ご指導をお願いする。

Jアラートによるミサイル発射情報に対する対応について

1 登下校時の対応

(1) ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発令された場合

学校に登校した又は下校していない生徒を校舎内などへ、速やかに避難誘導する。

登校前（自宅を出る前に）に都内でJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合は自宅待機とし、Jアラートの続報などを確認する。

(2) ミサイルが上空通過・領域外に落下した場合

Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや、海上に落下したことの確認が取れた場合は、次のとおり対応する。

（登校時）生徒は登校を再開し、登校したら教育活動を行う、交通機関に状況を把握し、必要に応じて授業繰り下げ等を検討する。

（下校時）下校を再開する。その際、生徒にはミサイルの落下物には注意して帰宅するよう周知する。

(3) ミサイルが都内に落下した場合

学校に登校したまた又は下校していない生徒については、在校時に準じた対応を行う。登下校中の生徒については、生徒本人及び、家族と連絡をとり、安否確認を行う。

2 在校時の対応

(1) ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発令された場合

校舎内への避難や建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行う。

(2) ミサイルが上空通過・領域外に落下した場合

Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや、海上に落下したことの確認が取れた場合は、教育活動を再開する。

3 校外活動時の対応

(1) ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発令された場合

引率教員は、頑丈な建物などへ、速やかな避難誘導を行う。

(2) ミサイルが上空通過・領域外に落下した場合

引率教員等は、Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、ミサイルが上空を通過したことや、海上に落下したことの確認が取れた場合は、校外活動を再開する。

ミサイルの落下物を発見した場合は、決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

4 その他

(1) 当該ガイドラインを基本に行動するが、災害の状況、生徒や地域の実態に応じた臨機応変な対応で、生徒の生命及び安全の確保に努める。

府中市立府中第八中学校 在校中における水害時の避難行動

生徒、教職員が在校している時に「**氾濫警戒情報**」もしくは「**避難レベル3.高齢者避難**」が発令されたら、発令された時間により【**校内上階への垂直避難行動**】もしくは【**ハケ上の指定避難所への水平避難行動(立ち退き避難)**】を原則とする

情報内容と行動の原則			情報を確認したタイミング		
			登校中	時程内(~15時)	時程後(15時~)
I	気象情報	「大雨警報」	そのまま 登校	授業継続	集団下校
	気象情報	「洪水警報」			
II	気象情報	「暴風警報」		授業継続 もしくは中断	集団 もしくは 引き渡し下校
	気象情報	「特別警報」			
III	気象情報	「 氾濫警戒情報 」	その場で 帰宅	校内上階への 垂直避難	ハケ上指定避難所 への水平避難
	避難情報	「 高齢者等避難 」			

(参考) 多摩川増水の様子 ~府中第八中学校の裏門側より



2017年(平成29) 10/23 お昼ころ
■晴天、小河内ダムで放流



2019年(令和元) 10/12 16時ころ
■府中市ではじめて避難指示発令

はじめに…

多摩川沿いの低地にある当校一帯は、水害時には早期に高台まで避難することが求められ、避難所として指定される施設は皆無である。しかし、水害時の避難は、悪天候とはいえ災害の発生前の平常時であり、危機感や臨場感は薄い。事実、府中市ではじめて避難指示の出た令和元年(2019)10/12の台風19号時に高台(=ハケ上)まで避難した当地域の住民世帯は、ほぼ半分に留まった。

→**当地アンケート返信 1920 世帯のうち避難したのは 894 世帯(47%)**

一方、学校は、早めに「休校」が決められ、閉鎖、無人となり、生徒たちは自宅で保護者の管理下に置かれた。しかしながら今、予測できない天候変化や当校の立地条件などから、開校中、在校中に生徒が水害に直面することは十分ありうる。

- ・防災情報自体の遅れや通信手段の不具合
- ・府中市、多摩市、日野市、の3方向からくる放送重複による混乱
- ・防災情報を受け取る側の理解不足や判断の甘さ、あるいは手違い
- ・想定外の内水氾濫
- ・晴天下に予測以上の速さで到達する小河内ダム放流水
- ・「パイピング」による堤防決壊（脆弱な部分に浸透水が集中し、水とともに流動化した土砂が一気に移動）
- ・地震時の校内避難中に堤防が損壊し、大雨で増水した川の水の流出

本書は、予測、予想できない水害時に、在校中の生徒と教職員のとる行動を説明しており、時程中で大勢の場合は「[校内上階へ垂直避難](#)」、部活など時程外は「[指定避難所までの立ち退き避難\(水平避難\)](#)」を原則としている。

「校内上階への垂直避難」を組み入れたのは以下の理由からである。

- ①ハケ上の指定避難所は、数もスペースも限られており、台風19号時で経験したように、一般住民だけでも収容に限界がある。ここに大勢の小中の在校生が集中すれば、避難所として機能しない。
- ②当地の立地から見て、大勢と一緒に水平避難行動をすることに、安全上の危惧がある。
 - ・用水路が多い・内水氾濫の恐れ・経由する坂で土砂災害の恐れ
 - ・通い慣れていない道ため不測時に小回りが利かない
- ③堤防決壊あるいは越水による校舎への浸水は、1階の8分目あたりまでであり、この位置で校舎が流されることは考えにくい。そして、校舎にぶつかって東西に分かれた氾濫水は、坂となっている避難経路で勢いを増し流れ下る。避難タイミングを逸すれば、増水かつ水勢の増したこの経路を進むことになる。
- ④教職員や生徒たちが校舎=避難所環境を知っていること。そして、毎年1学年で実施している避難所開設訓練は、地震を想定したものであるが避難生活環境づくり、という点では、そのまま水害時にも適用できる。
- ⑤生徒に向けた安全教育推進の面…近くにハケ上のような高台や山、丘などの自然の高所のないところで生活する場合、水平避難は選択肢になく、自宅上階や近くの高い建物への垂直避難のみとなる。本書はそれに資することが期待できる。

氾濫に関する情報について…

洪水予報は、ある水位に達したら機械的に出るわけではない。たとえば「氾濫危険水位」に達したら必ず「氾濫危険情報」が発表されるのではなく、気象庁と国土交通省、または都道府県が「今後さらに増水しそうか」など水位の見通しを踏まえて判断する。

● 氾濫注意情報（警戒レベル 2 相当）

河川が増水して、氾濫注意水位に達し、さらに上昇が予測される場合に発表される。この段階で「ハザードマップ」や避難場所/経路の確認が望ましい。水位情報や洪水予報は国土交通省の「川の防災情報」や気象庁の「危険度分布」などのサイトで確認できる。

● 氾濫警戒情報（警戒レベル 3 相当）

避難判断水位を超え、また一定時間後に氾濫危険水位が予測される場合に発表。市区町村では避難準備/高齢者等避難開始が発令される可能性があり、高齢者や障害のある人などは避難を始める。

● 氾濫危険情報（警戒レベル 4 相当）

さらに増水して氾濫危険水位を超えると発表。対象地域の住民の携帯電話にはエリアメールが送られる。いつ氾濫してもおかしくない状況で、市区町村から避難勧告などが発令される可能性が高まる。高台や避難場所への移動がよいが、3メートルまでの浸水想定区域であれば、頑丈な建物の2、3階への避難を検討。

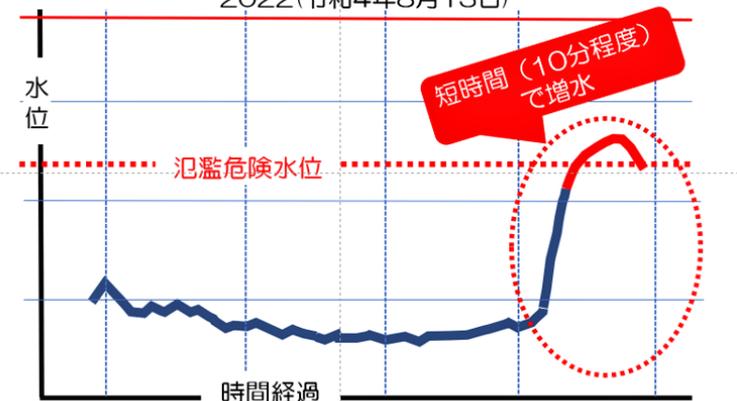
● 氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当）

すでに氾濫が発生している状況で、被害への対応が必要。警戒レベル 5 に相当する情報で「命を守るための最善の行動」を取ることが最優先。その地域の河川の流量や地形によっても条件は変わるが、浸水は数時間かけて広がる場合もあるので、すでに氾濫して避難場所への移動が難しい場合でも、自宅の2階以上などへの「垂直避難」で安全確保を図る。

(注)「河川のピーク」は遅れて急にくることも

令和2年7月の熊本県の球磨川氾濫では、「氾濫危険情報」が出た約2時間後の午前6時半に「氾濫発生情報」が発表。当時、大雨の特別警報が熊本県と鹿児島県に発表されていたが、昼前に解除され、大雨警報に切り替えられていた。気象庁と国土交通省は合同で記者会見を開き、雨のピークは去りつつあるとしながらも「河川のピークはまだこれから。警報に切り替わった後も、油断せず身の安全を確保せよ」と呼びかけた。このように、河川の水位は雨のピークから遅れて上昇することがあるので、特別警報が解除された後も警戒は必要。

(参考) 神奈川県伊勢原市「渋田川・若宮橋」の水位変化
2022(令和4年8月13日)



【Ⅰ】府中市に気象情報「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合

情報はテレビ・ラジオ・パソコン・携帯・スマホ等を活用して確認

→発令時間にかかわらず「大雨警報」あるいは「洪水警報」だけで休校にはならない。生徒、教職員は通常通り当校し、平常授業とする。

但し、危険を感じるような場合は、各家庭の判断で登校を遅らせることを可とする。この場合、生徒手帳に記入して登校後に担任に渡せば遅刻扱いにはならない。

→時程中に警報が解除されていても、部活など時程外活動は中止し、生徒は集団下校とする。

【Ⅱ】府中市に気象情報「暴風(雪)警報」「特別警報」が発令された場合

情報はテレビ・ラジオ・パソコン・携帯・スマホ等を活用して確認

①午前7時の時点で発令中

→市内一斉に臨時休校となり、生徒は家庭において保護者の管理下となる。「臨時休業」の場合は午後3時まで自宅学習とする。部活動は休止する。

→教職員も自宅で待機する。

②午前7時の時点で解除

→生徒、教職員は平常授業に向けて登校する。
(登校の時間が指定される場合あり)

③午前7時以降に発令

▶登校前→生徒、教職員はそのまま自宅待機となり生徒は自宅学習とする。

▶登校中→生徒、教職員はそのまま学校へ向かう。

▶在校中→すべて授業を中断し、生徒は各教室に戻り担任教員の管理下に置かれ待機する。

→状況によっては、授業を午前中のみ短縮し給食をとらせ下校させる。下校は、警報解除の有無にかかわらず、通学路の安全を確認した上で集団または引き渡し下校とする。

引き渡し下校は、年度当初に「緊急連絡カード」に記入した「引き取り予定者」に限る。

(注) 在校中の対応はメール(スマート連絡帳※)、ホームページで各保護者に連絡する。

※スマート連絡帳…従来の紙や電話を使用した連絡手段をデジタル化し、家庭と学校間の負担を軽減。府中市では2022年(令和4)8月より市立小・中学校で運用開始。

【Ⅲ】府中市に気象情報「氾濫警戒警報」あるいは避難情報「警戒レベル3.高齢者等避難」以上が発令された場合

情報はテレビ・ラジオ・パソコン・携帯・スマホ等を活用して確認

市からの警戒情報発令は、市役所からのサイレン3回連呼、消防車やパトカーのサイレン、テレビやラジオでの放送

①午前7時の時点で発令中

- 全市一斉に臨時休校となり、生徒は家庭において保護者の管理下におかれる。
- 教職員は自宅で待機する。

②午前7時の時点で解除

- 教職員、生徒は平常授業に向けて登校する。
※登校時間が指定される場合あり

③午前7時以降に発令

- ▶登校前→生徒、教職員はそのまま自宅待機となる。
- ▶登校中→生徒、教職員は情報を得た時点で自宅へ引き返す。
- ▶在校中→以下の対応を原則とする。

在校中における避難行動の原則（詳細手順は後述）

【時程内＝清掃終了(15時ころ)まで】

気象庁の「**氾濫警戒警報**」あるいは市の避難情報「**警戒レベル3.高齢者等避難**」を確認したら、すべての授業を中止し、決められた**各教室に集合し待機**する。その後、避難情報の「**警戒レベル4.避難指示**」を確認したら校内での**避難生活環境づくり**に着手する（校内垂直避難）。

【時程外＝放課後あるいは休日】

部活などで在校する場合は、「**氾濫警戒警報**」あるいは「**警戒レベル3.高齢者等避難**」時点で、すべての活動を中止し**校門横に集合**する。その後の避難情報の有無にかかわらず体制を整え、そのままハケ上の**指定避難所への避難を開始**する（水平避難行動）。但し、「生徒や教職員の体調」「学校周辺や多摩川の状況」「ハケ上指定避難所の情報」などから、教職員が水平避難行動は危険、と判断した場合は、上記の校内垂直避難を選択する。

～時程内における校内垂直避難行動の手順～

(＝清掃が終了する 15 時ころまでで、在校中の生徒/教職員は多数)

●第 1 段階 : 不測/緊急の事情により、府中市に気象情報「氾濫警戒情報」もしくは避難情報「警戒レベル 3.高齢者等避難」が突然発令

- ①管理職もしくは代行者は校内放送でその旨を伝える。
- ②授業担当教員は授業を中断し、生徒に身支度を整えさせ、以下の教室内に待機させる。
 - ▶ 1 学年→本館 4 階の各教室 (クラス単位)
 - ▶ 2 学年→本館 3 階の各教室 (クラス単位)
 - ▶ 3 学年→別館 3、4 階の各特別教室 (クラス単位)
 - ※ 各学習室、別館の各準備室は空けておく
 - ※ 本館、別館とも生徒は 1 階&2 階には立ち入らない
- ③市から避難情報の警戒レベル 3「高齢者等避難」が発令されないまま氾濫警戒情報が解除された場合は、メール(スマート連絡帳)およびホームページでその旨を保護者に連絡し、生徒はこの時点で集団下校する。

●第 2 段階 : 市が避難情報の警戒レベル 4.「避難指示」を発令

- ④管理職もしくは代行者は校内放送でその旨を伝え「校内垂直避難開始」を指示する。
- ⑤管理職を本部長とする「避難所本部」を 3 階の図書室内に設営し、適宜状況を市教委に報告し、相互に連絡と情報を交換する。
- ⑥状況と今後の対応をメール(スマート連絡帳)およびホームページで保護者に連絡する。

⑦在校中の教職員に、これから分担する役割を明示する(下記)。

校内垂直避難時における教職員および生徒の役割

■総務情報担当

外部情報連絡/収容生徒名簿管理/保護者連絡/引き渡し窓口

(→地震時避難所開設訓練の「情報班」に相当)

■食料物資担当

飲料水/生活用水/備蓄食料の確保

(→地震時避難所開設訓練の「飲料水班」「生活水班」に相当)

■保健衛生担当

医療救護/トイレ保全/ゴミ処理/コロナ対応

(→地震時避難所開設訓練の「トイレ班」「救護班」に相当)

■施設管理担当

照明/毛布/シートやマット/冷暖房など各室の環境保全

(→地震時避難所開設「環境班」「テント班」に相当)

⑧避難生活の長期化に備え、生徒は教員の指揮下で上記と同様の生徒班を編成し、分担して以下の活動をする。

■教室内の椅子、机を廊下に運び出し、室内に宿泊環境をつくる

■必要な物資や備品を別館3階の渡り廊下(図書室沿い)に運び込む

→武道場側2階の第三相談室から

「備蓄飲み水」「備蓄食料」「消毒具」「衛生用品」

→3年昇降口、保健室前、プール入口管理室から「担架」

→保健室横から「トイレトーパー」

→保健室、別館1階から「車椅子」

→別館1階倉庫から「バケツ」

→武道場1階の管理室から「初動コンテナ」「救急箱」

→裏門側の倉庫から「毛布」「シート類」

→事務室から「懐中電灯/電池」「テープ」「はさみ/カッター」など

→その他必要と考える物(新聞紙/ゴミ袋/ダンボールなど)

⑨避難生活の長期化および宿泊が予想される場合は、各階とも教室を男女別に組み替え、また、教職員の休息・宿泊場所を以下のようにする。

・女性教職員休息&宿泊→本館4階の学習室

・男性教職員休息&宿泊→本館3階の学習室

・全教職員の集合&一時の休息→図書室&別館の各準備室

⑩「教室内待機→垂直避難中」に保護者が来校し、生徒の引き取りを要請した場合は、引き渡し下校とする。ただし、引き渡しは、年度当初に「緊急連絡カード」に記入した「引き取り予定者」に限る。

●第3段階：：気象庁「氾濫警戒情報」および府中市「避難情報」の解除

⑪校舎に浸水が無かった場合は…

- ➡校内放送、メール(スマート連絡帳)、ホームページで「情報は解除」「浸水被害無し」「これより集団下校」を伝え、生徒は地域班ごとに集団下校

⑫実際に氾濫が発生し、校舎が浸水被害にあった場合は…

- ➡在校の教職員全員で、下校に至る校内の動線を点検
- ➡行政及び下記の学校関係者と電話連絡し、校外の帰路を確認
 - ・日新小学区内 上階在住の学校関係者 Aさん
 - ・四谷小学区内 上階在住の学校関係者 Bさん
 - ・住吉小学区内 上階在住の学校関係者 Cさん
- ➡下校に危険が無いと判断した時点で、地域ごとに「引き渡し下校およびその時間範囲」を校内放送、メール(スマート連絡帳)、ホームページで案内

※引き渡し下校は、年度当初に「緊急連絡カード」に記入した「引き取り予定者」に限るものとする

- ➡指定した引き渡し時間を終了すると同時に「これより集団下校」を伝え、生徒は教職員に引率され安全が確認された地域班ごとに集団下校を開始

⑬生徒が全員下校するまで、管理職/学年/生活指導/進路指導/教務/保健の各主任は校内に残留し、他の教職員は状況に合わせ順次帰宅する。その際、管理職は「臨時職員会議」の開催日時を伝える。

●第4段階：：校内垂直避難時における授業再開に向けた対応

⑭校内への浸水の有・無によって、以下の動きで授業を再開

校内への浸水が無かった場合

校内への浸水があった場合

- ➡臨時職員会議の招集
 - ・教職員/通勤経路の被災状況確認
 - ・校内の点検
 - ・教室/教科/教員/時間を割り当て
- ➡関係者に今後の予定通知
(スマート連絡帳、HP)
- ➡1 日目午前中[校内環境整備]
 - ・教室の原状復帰と清掃
 - ・移動した物資や備品の戻し
- ➡2 日目より全館で授業再開

- (市教委を通じて関係機関に点検/安全性の確認を要請)
- ➡臨時職員会議の招集
 - ・教職員/通勤経路の被災状況確認
 - ・校内の点検
 - ・教室/教科/教員/時間を割り当て
 - ➡関係者に以下を通知
 - ・「授業再開に向けた今後の予定」
 - ・「校内の原状復帰の協力要請」
(スマート連絡帳、HP)
 - ➡1 日目[校内環境整備]
 - ・教室の原状復帰と清掃
 - ・移動した物資や備品の戻し
 - ・浸水場所の整備
 - ➡2 日日以降；授業再開
(状態によっては2 階以上で)

備考【堤防からの越水による八中校内の最大水位想定】

八中裏門あたりの堤防から水が溢れた、あるいは決壊したとしても堤内地(学校側/住宅側)の水位は、短時間では最大でも堤防の高さを越えることはない



裏門/多摩川通り



裏門



正門から本校舎



正門から別館



別館と武道場の間



体育館入口から武道場側



受水槽

防災倉庫と体育館



校庭から本校舎

校庭から本校舎



～時程外におけるハケ上指定避難所への水平避難行動の手順～

(＝放課後および休日の部活や行事で在校中の生徒/教職員は少数)

●第1段階：情報の遅れ、不測や緊急の事情により、府中市に気象情報の「氾濫警戒情報」が突然発令

- ①情報を把握した教職員が在校中の全教職員および生徒に向けて校内放送
“ 氾濫警戒情報発令 → すべての活動を中断
→ 急いで身支度を整え → 校門あたりに集合 ”

「生徒や教職員の体調」「学校周辺や多摩川の状況」「ハケ上指定避難所の情報」などから、水平避難行動は危険、と教職員が判断した場合は、前述の校内垂直避難を選択する。その場合は取り急ぎ別館の3階あるいは4階の特別教室で待機する

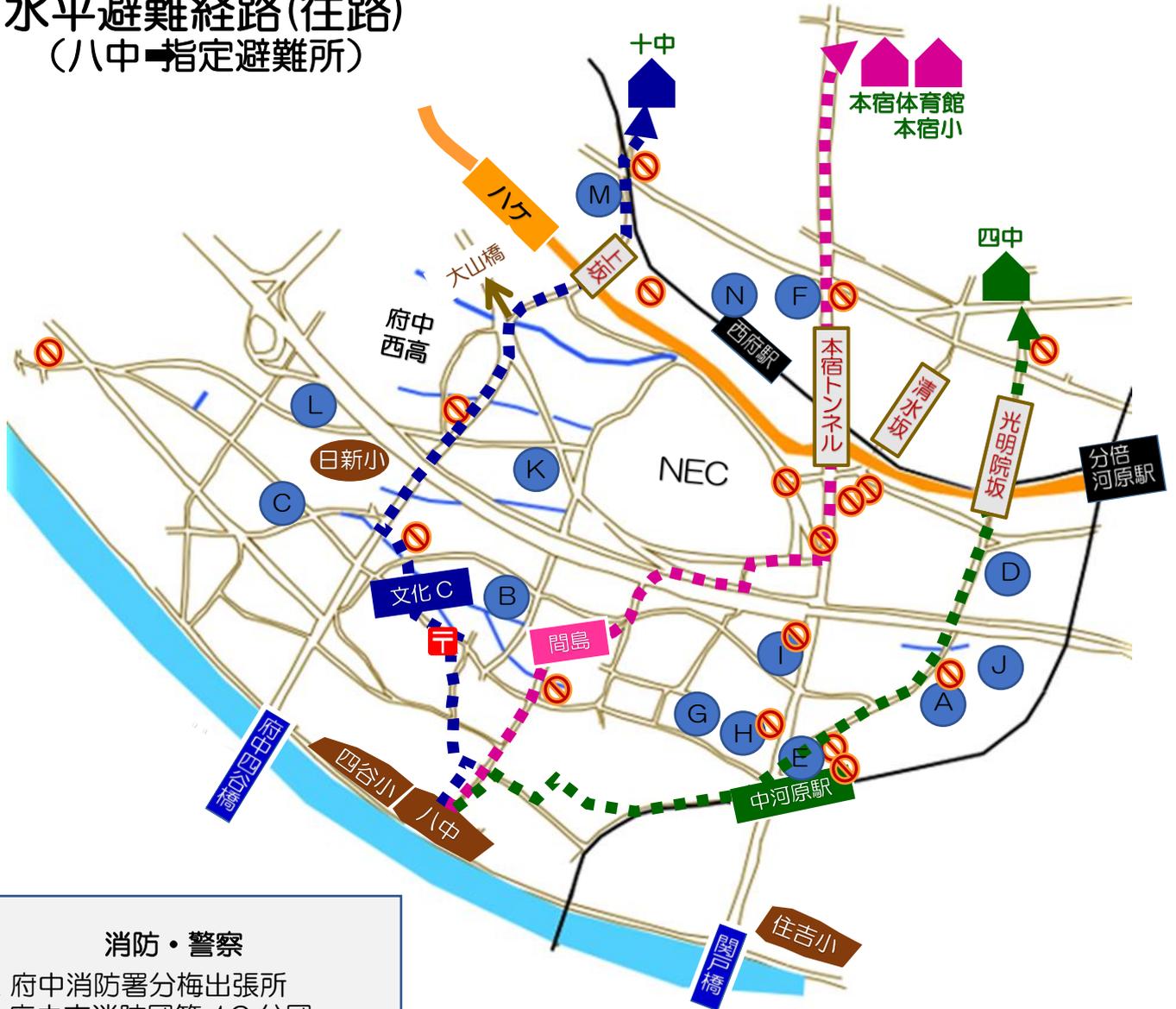
- ②教職員は手分けして校舎内が無人であることを確認し、保管してある以下のものを必携したうえで学校閉鎖
- ・本マニュアル ・避難者管理表(後記) ・筆記用具 ・トラメガ ・(各自)スマホ
- ③生徒を各30名程度の班分けにし、各班に2名以上の教職員を配置
→できるだけ班は部活単位。ただし1班が30名程度、かつ、男女が混合するよう調整
→生徒数と教職員数が合わない場合は、各班に最低2名の教職員が配置できるように各班の生徒数を調整
- ④管理職不在の場合は、在校の教職員が管理職および市教委に状況とこれから予定を報告
- ⑤現況と予定をメール(スマート連絡帳)、ホームページで保護者に連絡
- ⑥教職員は受け持ち班の人数を確認し、市から避難情報の警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を待たずに順次、班単位で指定避難所に出発

水平避難経路と目的とする指定避難所

- ▶ 150名以下（5班以下）＝1経路
 - ・「四谷文化センター」経路➡(大山橋)➡「十中」
 - ▶ 300名程度まで（5-10班）＝2経路
 - ・「四谷文化センター」経路➡(大山橋)➡「十中」
 - ・「中河原駅」経路➡(光明院坂)➡「四中」
 - ▶ 300名以上（10班以上）＝3経路
 - ・「四谷文化センター」経路➡(大山橋)➡「十中」
 - ・「中河原駅」経路➡(光明院坂)➡「四中」
 - ・「間嶋(あいじま)神社」経路➡(本宿トンネル)➡「本宿小」
- ※ 各班は原則 30名程度とし、先頭と後尾に必ず教職員を配置
(参考) 2022年(令和4年)7月末時点
全生徒 755名のうち部活加入者は 625名(83%)

(注) 行動中に気象情報「氾濫警戒情報」解除、あるいはその後の避難情報の警戒レベル3「高齢者等避難」の解除があった場合でも、引き返さず目的地(指定避難所)まで集団避難を続行する

水平避難経路(往路) (八中→指定避難所)



消防・警察

- A 府中消防署分梅出張所
- B 府中市消防団第 16 分団
- C 四谷駐在所
- D 分梅駐在所
- E 中河原交番
- F 本宿交番
- ☎ 公衆電話

水道・トイレ

- G 小野宮公園
- H 御嶽神社
- I 小野神社
- J 新田川分梅公園
- K 日新町公園
- L 日新町第 2 公園
- M 西府町第 2 公園
- N 西府駅北口

(参考)

- 十中は自主避難所（早期開設避難所）＝指定避難所の発令をまたずに自発的な避難を受け入れるため早期に開設
- 十中/四中の 2 校は車両避難は不可
- 十中/四中/本宿小の 3 校では、ケージやキャリーバックを持参した場合はペット同室可
- 本宿体育館は一般的な避難所の機能のみ

●第2段階：目的地（指定避難所）での対応

⑦目的地（指定避難所）では、避難所開設に関わった行政、学校関係者、地域協力者などの指示に従い、収容場所に入場

※人数や環境から、当該指定避難所に収容できない場合は、指示、案内に従い、班単位で他の避難所まで移動

⑧随行した教職員は、当校の避難生徒全員を集め、班ごとに管理表(下記)を作成し、管理職に概略を報告するとともに、手分けして保護者に現況、今後の動きを電話もしくはメール(スマート連絡帳)で連絡

府中第八中学校 避難者 管理票											
避難所：				第 班		担当教員：					
生徒名	性別		組	部活	住所	連絡日時	解散場所			引き渡し時間	メモ
	男	女					文C	間島	駅		
1											
2											
3											
4											
5											

(注)避難所では、ハケ下からの一般避難者との混在となる。生徒は、教職員の指導により、率先して避難生活環境づくりに協力する(特に…トイレ環境 / 生活水確保 / 清掃 / 要配慮者環境づくり)

(注)避難所で、生徒が保護者など「引き取り予定者」と出会った場合は、対面し、その場で生徒を引き渡す

●第3段階：避難所からの退所と帰宅

⑨避難情報が解除され、各種情報で帰路に危険のないことを確認したら、生徒/教職員とも来た時と同じ班、同じ経路で帰る。

目的地とする解散場所は

「四谷文化センター」「間嶋(あいじま)神社」「中河原駅」の3ヶ所

➡十中から：「上坂」を下り「大山橋」経由で「四谷文化センター」へ

➡四中から：「光明院坂」を下り「中河原駅」へ

➡本宿小から：「本宿トンネル」を下り「NEC 南側」を通り「間嶋(あいじま)神社」へ

(注)上記以外の避難所からの帰路＝上記の中から立地にあうコースを選択

⑩帰る体制が整い次第、全員で避難所の後片付け、清掃

⑪避難所の外に集合し、教職員の引率のもとにコース別に集団で出発

(注) 先に地域住民などの避難者が退出し、その後に出発する

- ⑫各解散場所に到着したら生徒は地区班ごとにまとめ帰宅
- ⑬各解散場所（四谷文化センター/間嶋神社/中河原駅）では、引率した教職員は管理職に状況を報告し、帰校することなくそのまま帰宅
 ➡当校は閉鎖され無人のままの状態

●第4段階：水平避難時における授業再開に向けた対応

- ⑭管理職あるいは代行者は、自宅で入手した情報により当校の状態を把握
 - ➡行政あるいは市教委の情報から把握
 - ➡隣接し開業中の「よつや苑」への問い合わせも有効(042-334-8133)
- ⑮校内への浸水の有・無によって、以下の動きで授業を再開

校内への浸水無しの場合	校内への浸水有りの場合
<ul style="list-style-type: none"> ➡臨時職員会議招集と開催 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員/通勤経路の被災状況確認 ・校内の点検 ・教室/教科/教員/時間を割り当て ➡関係者に授業開始通知 「スマート連絡帳」「HP」 ➡1日目より全館で授業再開 	<p style="color: red; text-align: center;"><u>（市教委を通じて関係機関に点検/安全性の確認を要請）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➡臨時職員会議招集と開催 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員/通勤経路の被災状況確認 ・校内の点検 ・教室/教科/教員/時間を割り当て ➡関係者に以下を通知 <ul style="list-style-type: none"> ・授業開始予定 ・「校内の原状復帰の協力要請」 「スマート連絡帳」「HP」 ➡1日目[校内環境整備] <ul style="list-style-type: none"> ・生徒全員で清掃 ・保護者有志による原状回復 ➡2日日以降；授業再開 (状態によっては2階以上で)

水平避難経路(復路) (指定避難所→解散場所)



- 消防・警察**
- A 府中消防署分梅出張所
 - B 府中市消防団第 16 分団
 - C 四谷駐在所
 - D 分梅駐在所
 - E 中河原交番
 - F 本宿交番
 - ☎ 公衆電話

- 水道・トイレ**
- G 小野宮公園
 - H 御嶽神社
 - I 小野神社
 - J 新田川分梅公園
 - K 日新町公園
 - L 日新町第 2 公園
 - M 西府町第 2 公園
 - N 西府駅北口

【Ⅳ】水害に備え、今、学校で実行すべきこと

- ①保護者や関係者との連絡手段の整備
 - ・「スマート連絡帳」の完全運用
 - ・当校内以外からのホームページ更新と発信方法
- ②災害時における周辺情報、とくに通学路情報提供者の配置
 - ・日新小学区内 上階住居の学校関係者 **A(山原 SC 協議委員)**
 - ・四谷小学区内 上階住居の学校関係者 **B**
 - ・住吉小学区内 上階住居の学校関係者 **C**

また学校が無人/閉鎖中に、被災の有・無を確認するために「よつや苑」へ協力を取り付け(当施設の入居者は水害発生時でも施設の上階へ避難)
- ③水平避難時の経路の実地体験 →10月末に2学年で実施(要領は末尾)
- ④避難先での避難生活環境づくり体験
＝当校における1学年に向けた地震時避難所開設訓練の継続
→11月半ばに1学年全員が実施
- ⑤校内垂直避難に備え、当校内環境の実地検分(特に全教職員)
 - ・備蓄品の整理と分散あるいは集中
 - ・学校管理室/裏門倉庫の整理
- ⑥全職員による災害情報入手の実習
- ⑦学区の小学校3校との歩調あわせ

(参考1) 防災情報入手と確認の方法

- ❖ テレビのデジタル放送(文字による防災情報)
 - リモコンの@ボタンを押して「地域の防災情報」を選択
- ❖ 防災行政無線/防災情報フリーアクセスダイヤル
(放送内容は電話でも提供) ☎0800-8000-606
- ❖ 緊急速報メール/エリアメール→市内在住者のスマホ/携帯に配信
 - ・NTTdocomo ・au ・SoftBank ・楽天モバイル
- ❖ Yahoo!防災速報→府中市を地域登録し市内の防災情報などを表示
- ❖ 府中市メール配信サービス(安全・安心情報)→登録制配信サービス
- ❖ 府中市公式ツイッター
 - アカウント:東京都府中市 ユーザー名:@fuchu tokyo
- ❖ 気象庁ホームページ→トップページで「防災情報」選択し「あなたの街の防災情報」で府中市を登録
「気象情報」「注意報」「多摩川の洪水予報」
「キキクル(危険度分布)＝洪水災害/浸水害/土砂災害の危険度の高まりを5段階表示。危険度は白(洪水は水色)→黄→赤→紫→濃紫の順で高い」
- ❖ 国土交通省「川の防災情報」ホームページ
- ❖ 国土交通省「京浜河川事務所」ホームページ
- ❖ 東京都下水道局「東京アメッシュ」ホームページ

(参考2) 水平避難経路の実写 ～四谷文化センターコース～

八中→文化センター→(中央道)→大山橋→上坂→(甲州街道)→十中

2022年8月

八中正門





中央高速道路



コメリ

ワークマン

マクドナルド



セブンイレブン

青果市場



大山橋

ファミリーマート



「上坂」あたり

ミニストップ



西府町第2公園

南武線



ファミリーマート

